

# 令和8年度 木瀬川自治会 春の全国交通安全運動

～令和8年4月6日(月)から4月15日(水)～

日時:4月7日(火)

場所:木瀬川自治会公民館前交差点前

参加者:自治会4役・交通部



木瀬川公民館前



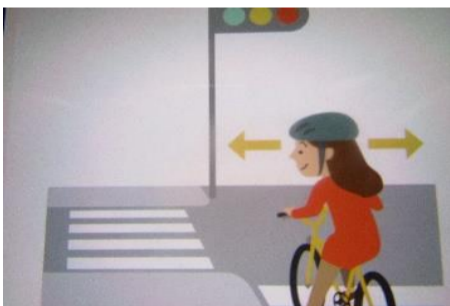
交差点での啓発活動

令和8年(2026)春の全国交通安全運動は、新学期に伴う子供の飛び出しや自転車事故防止が重点目標であり、横断歩道での一時停止や飲酒運転根絶が求められています。

● 重点項目:子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保。歩行者優先意識の徹底と「横断歩道」手前での一時停止。また、自転車・電動キックボードの交通ルール遵守と安全利用(反則制度の確認)、飲酒運転の根絶。

新入学・新学期で通学路や道路環境に慣れていない子供や歩行者が増えるため特に朝夕の運転に注意が必要です。

● 自転車は法律上「軽車両」であり、車道の左側通行が原則です。信号無視、飲酒運転、傘差し、スマホ運転は禁止され、夜間はライト点灯が必須です。歩道は原則不可ですが、標識がある場所や例外的に安全通行が認められる場合に限り、歩行者優先で徐行が必用です。ヘルメット着用は努力義務化されており、2026年4月からは違反に対する青切符制度が始まります。



1、信号は必ず守りましょう



2、並進の禁止 走ってはいけません



3、夜間はライトを必ず点灯



4、飲酒は絶対にやめましょう

1, 青信号で交差点を進行する際も、周囲を安全確認しましょう。

2, 並進は自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、交通の円滑に悪影響を及ぼします。

3, ライトは自身(自転車)の存在を周囲に知らせるもの。自分の身を守るためにも夜間は必ずライトを点灯し、反射材も併用しましょう。

4, 飲酒は、運転に必要な「認知・判断・操作」に影響を及ぼし、正常な運転が困難になります。

## 【自転車ルール違反】

2026年4月1日から導入される自転車の青切符制度(16歳以上対象)では、「信号無視」や「ながらスマホ」など 約113種類の違反が対象となります。主に信号無視(6,000円)、一時不停止(5,000円)、傘さし・イヤホン・無灯火(各5,000円)などが反則金の対象です。

対象違反数は約113種類、反則金は3,000円～12,000円。